

訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス 訪問介護センター光和
運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人光和福祉会が開設する訪問介護センター光和（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護職員初任者研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態（介護予防訪問介護相当サービスにあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス）を提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条 指定訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(指定介護予防訪問介護相当サービスの運営の方針)

第3条 介護予防訪問介護相当サービスの基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービスの提供を行い、利用者の心身機能の改善意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 介護予防訪問介護相当サービスの実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた訪問型個別サービス計画を作成するとともに、計画の作成後、実施状況の把握（モニタリング）を行うものとする。

3 介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 訪問介護センター光和
- ② 所在地 長野市大字三輪 1317 番地 10

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ・訪問介護計画（訪問型個別サービス計画）の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3) 訪問介護員等 常勤換算 2.5名以上

訪問介護員等は、訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たる。

(4) 事務職員

事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から日曜日までとする。

- ② 営業時間 午前8時30分から午後17時30分までとしそれ以外については、相談対応する。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料等)

第7条 指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスの内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額（介護予防訪問介護相当サービスでは長野市長が定める額）とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額（介護予防訪問介護相当サービスでは長野市長が定める額）に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 身体介護：食事介護、排泄介護、入浴(清拭)介護、着替介護、体位交換、通院介護など
- ② 生活援助：食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受取など

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ①事業所の実施地域を超える地点から、片道3キロメートル未満 500円
- ②事業所の実施地域を超える地点から、片道3キロメートル以上 1,000円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、長野市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、すべての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。）に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
- ② 継続研修 年1回

2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施する。

3 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人光和福祉会と訪問介護センター光和の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、下記の措置を講じる。

- ① 虐待防止委員会を2か月に1回開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底する
- ② 虐待防止のための指針を整備する
- ③ 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を年2回実施する
- ④ 管理者は上記①～③の措置を適切実施するための担当者とする

附 則

この規程は、平成29年 11月 1日から施行する。
平成30年 2月 1日から施行する。
令和 4年 10月 1日から施行する。
令和 5年 6月 22日から施行する。